

○財務省告示第二百八十号

(明治二十九年法律第五号)

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年七月十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

財務大臣 与謝野馨

(別表)

回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	動券利・へ付物國年価庫)連債	称國債の名
回	回	第五回	回	回	回	第四回	回	第三回	回	第二回	記号	
五十億円	二億円	二億円	五億円	五億円	五億円	五十億円	四十億円	五億円	三億円	総額額面金額の	た額り面の買入価格百円当	
八十九円七十四銭	八十九円七十二銭	八十九円六十銭	八十八円八十銭	八十八円六十銭	八十八円四十銭	八十八円二十銭	九十円二十五銭	八十九円二十五銭	九十五円一銭	九十四円四十二銭	九十四円四十二銭	

<i>〃</i>																
第八回	<i>〃</i>	第七回	<i>〃</i>	第六回	<i>〃</i>											
一億円	五億円	五億円	二億円	六億円	五億円	十億円	五十億円	八十億円	百五億円	五億円	四十億円	二十億円	四五十五億円	五十億円	七億円	四十一億円
八十九円	八十九円三十四錢	八十九円二十四錢	九十九円二十錢	八十九円七十錢	九十九円七十五錢	九十九円六十五錢	九十九円五十錢	九十九円四十五錢	九十九円三十七錢	九十九円三十四錢	九十九円二十一錢	九十九円十四錢	九十九円十四錢	九十九円十四錢	八十九円九十四錢	八十九円七十五錢

第十五回	第十四回			第十二回		第十五回					第十五回					
十三億円	一一億円	五十億円	十億円	三十八億円	二億円	三十五億円	十七億円	五億円	二億円	五億円	三十五億円	五億円	六億円	二十二億円	十億円	
九十四円二十六錢	八十九円十一錢	八十九円三十一錢	八十九円六十一錢	八十八円三十一錢	九十円三十一錢	九十円三十一錢	九十円三十五錢	九十円三十五錢	八十九円三十錢	八十九円四十錢	八十九円三十九錢	九十円七十錢	九十円四十錢	九十円三十九錢	九十円二十五錢	

合 計	" 第 十 六 回
一千 百 三 億 円	四 十 二 億 円
	八 十 八 円 九 十 八 錢